

令和4年11月18日

埼玉県知事
大野元裕殿

幸福実現党 埼玉県代表 齊藤 芳男
同 統括支部代表 湊 侑子
同 三芳町議会議員 細田 三恵
同 伊奈町議会議員 山野 智彦

マイナンバー制度の利用拡大への反対を求める要望書

令和4年10月、政府は現行の健康保険証を令和6年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化することを発表しました。国民皆保険制度のわが国においては、これはマイナンバーカードの事実上の義務化に他なりません。しかしマイナンバー法では、カードの取得義務は定められておりません。

そもそもマイナンバー法は、社会保障や税金等の各種申請に関する住民の負担軽減と、行政運営の効率化による公正な給付と負担の確保を図ることなどを目的に施行されましたが、多くの問題点を抱えています。

セキュリティ問題ひとつとっても、行政機関からのマイナンバー関係の情報流出事故は後を絶たず、令和3年度だけでも、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案等について、111機関から170件（うち102件は地方公共団体）、うち、「重大な事態（100人を超える特定個人情報の漏えい）」は9件（うち3件は地方公共団体）が個人情報保護委員会に報告されています。このような情報セキュリティ上のリスクを放置したまま、現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードの事実上の義務化を進めることには大きな問題があります。

またマイナンバーカードが事実上義務化されれば、マイナンバーを通じて国民の医療情報や資産情報などを政府が集約できるようになり、国民管理や国民監視が可能なシステムが整備されていくことになります。政府の言う「利便性」を得られることへの対価として、国民の尊厳が冒され、国民が「自由」を失うことになっては、その代償はあまりに大きいと言えます。よって、知事におかれましては、国に対してマイナンバー制度の問題点を指摘すると共に、これ以上、住民の暮らしの安心安全を脅かさないよう、下記のとおり国に働きかけることを要望致します。

記

- 一 現行の健康保険証の廃止を直ちに見送るよう働きかけること
- 二 マイナンバーカードの交付率を、地方交付税算定に反映させる国の取り組みに反対すること
- 三 マイナンバーと銀行口座の紐付け義務化は行わないよう求めること
- 四 デジタル化にはデジタル以外の選択肢を残し、県民に手段を強制しないよう求めること

以上